

海軍文書「現情勢下ニ於テ

帝国海軍ノ執ルベキ態度」の評価

中尾 裕 次

はじめに

昭和三十八年、『太平洋戦争への道』⁽¹⁾が出版されると旧海軍関係者に衝撃が走った。大東亜戦争開戦に至る過程は、海軍は消極的であったが、陸軍に引き摺られて遂に開戦したというのが、それまで通説とされていた。ところが、この『太平洋戦争への道』別巻・資料編に収録されている、海軍国防政策委員会第一委員会起案の「現情勢下ニ於テ帝国海軍ノ執ルベキ態度」(以下「執ルベキ態度」と称する)により、この通説が覆されたからである。

この『太平洋戦争への道』に対する批判は、昭和三十九年四月に『軍事史研究』⁽²⁾に掲載された、有馬成甫⁽³⁾の『太平洋戦争への道』を読む」によつてなされた。有馬は、「その研究の態度と成果とは、過去のものとは格段の差がある。それは適確な資料によつて、把握されたためであることは誰しも直感することであろう」と評価するものの、「無軌不統制な中堅軍人の行動の原因が、

実は政治、外交に対する不満に発していたことを認識し得たのは、当時の空気を吸った我々に於てのみ出来ることで、今日当時のことを唯文献の上にのみ真実を探究せんとする若い学徒には、不可能であるかもしれない」としている。しかしながら、「執ルベキ態度」については、なんら言及していない。

次いで、同年九月に水交会理事長吉田英三⁽⁴⁾が『太平洋戦争への道』を読んで」と題して、雑誌『水交』⁽⁵⁾に掲載した。吉田は、「従来刊行されたこの種著作の中でも最も実証的に叙述」されていると高く評価しながらも、「引用されている海軍文献史料は、陸軍、外務と比べまことに不足しており、加うるに海軍生活の体験なき学者による観察には傾聴すべきものもある反面、当時の海軍の立場なり、真意なりが正當に理解されたとは思われぬところが、相当に見受けられる」と反論している。

特に納得できない事例の一つとして、「陸軍はあく迄対米戦争を

意図せず、英米可分の情勢を企図して南部仏印進駐にも弱気であったのに対し、永野総長と海軍第一委員会の中堅層は、十六年六月初頭以来、米の対日全面禁輸即日米戦争を明らかに決意して、大勢を引きづり、南部仏印進駐を執行せしめるに至ったとの観察を挙げている。これは「執ルベキ態度」についての指摘である。両者に共通してみられる点は、海軍関係者以外からの批判を許さないとする姿勢である。

一方、海軍首脳は終戦直後の昭和二十年十二月から翌年一月にかけて、特別座談会を開いた⁽⁶⁾。座談会開催の目的は、「戦争裁判を予想し、そのA級被告の弁護方針決定と、弁護資料収集の手懸かりを得るため」⁽⁷⁾であった。時期的に『太平洋戦争への道』発刊前であり、「執ルベキ態度」についてなんら言及されていないのは勿論である。

このような経緯を受けて防衛庁防衛研究所戦史室は、昭和四十八年から四十九年にかけて『大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯』を、次いで昭和五十四年に『大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯』を『戦史叢書』として編纂・刊行した。この二つの『開戦経緯』の「執ルベキ態度」についての評価は異なっている。すなわち、陸軍側と海軍側との「執ルベキ態度」について評価が異なっていることを示しているのである。その原因には、海軍国防政策委員会、特にその第一委員会についての評価の違いにあるようである。

本稿では、「執ルベキ態度」を起案した第一委員会及び「執ルベ

キ態度」の性格について考察するものである。

一 海軍国防政策委員会

海軍は、昭和十五年十二月十二日、第一から第四にわたる海軍国防政策委員会（以下「政策委員会」と称する）を設けた。海軍は、正規の組織を通じて行う通常の業務の消費時間を短縮し、立案作業の効率化を図るため、海軍省・軍令部・艦政本部・航空本部等を通じ、便宜上、固有の権限を保有したまま、主要幹部をもつて調査委員会を作り⁽⁸⁾、特定案件を検討することが多かったが、「政策委員会」もその一つであった。

「政策委員会」を組織する趣旨は、「三國條約ニ依リ帝國ハ英米ニ對抗スルノ國策ヲ確立セル結果政府萬般ノ施策及國民ノ指導ハ悉ク右國策ノ遂行ニ遺憾ナカラシメザル可カラザル所國內現下ノ情勢ハ帝國海軍自ラ主導ノ地位ニ立チ政府及國民ヲ指導スルニアラザレバ到底國策ノ萬全ナル遂行ヲ期シ難カルベキヲ安ゼラルル實情ナルニ付テハ此ノ際右國策ニ基ク海軍軍備ノ整備ニ關シ部内各部ノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ全般的ニ海軍國防政策ヲ活発ニ遂行スル爲常務機關ノ事務連絡及相互支援ニ資スベキ中樞機關」⁽⁹⁾とすることであった。

過去においても、これと同じような「海軍政策及制度研究調査委員会」（以下「海軍制度調査会」と称する）が、海軍次官長谷川清中将を委員長として、昭和十一年三月に組織されている。委員

会設置の趣旨は、次の通りであつた。

「現下内外ノ緊迫セル新事態ニ即シ殊ニ軍縮條約失効後ニ於ケル國際情勢の變化ヲ考慮シ又東亜ノ安定勢力タル帝國ノ重大使命ニ稽ヘ先ツ速ニ確乎タル國策ヲ確立シ國家ノ總意ヲ之ニ歸一シ之ヲ樞軸トシテ國家百年ノ大計ニ一意邁進スルハ帝國刻下ノ急務ナリ而シテ帝國國策ノ要諦ハ内ハ庶政ヲ更張シ外ハ大陸ニ於ケル帝國ノ地歩ヲ確保スルト共ニ南方ニ發展スルヲ基本方針トシ國力ノ充實國權ノ伸張ヲ圖リ以テ東洋ノ平和ヲ確立シ人類ノ福祉ヲ増進シテ東亜ノ安定勢力タルノ實ヲ完フスルニ在リ

之ガ爲取敢ヘズ研究實現ヲ要スル事項ハ三月十日新内閣ノ政策ニ對スル海軍ノ要望トシテ申入レタル所ナルガ海軍自体トシテ右國策ノ要綱ニ基キ執ルベキ國家ノ諸方策竝ニ海軍政策ヲ具體的ニ且速ニ研究シ必勝ノ海軍ヲ整備スルノ必要アリ仍テ海軍政策檢討ニ伴フ内容充實ノ諸方策特ニ諸制度及定員ノ研究改正竝ニ財政計畫及海軍豫算ニ關スル研究調査ヲ行フ」⁽¹⁰⁾というものであつた。

「海軍制度調査会」設置の動機は、石原莞爾が參謀本部作戰課長に着任して以来の、陸軍側の北方重視思想に對する海軍側の防衛にあつた⁽¹¹⁾。當時、石原は作戰課長に就任すると、陸軍の對ソ軍備が充分でないのを痛感し、海軍と國防國策に關して思想を一致させ、まず滿州國の育成を強化し、中國と提携の実を挙げ、對ソ軍備に重点を向けて北方の脅威を排除し、その後、挙國一致・東亜團結して、世界最終戰と信ずる對米戰爭に對処するという思

想を抱いていた。

この石原構想は必然的に、当面、陸軍軍備の優先を重視するものであり、北守南進を主唱する海軍中央部は、もちろん、この構想到に反對であつた。この石原構想に對抗するために「海軍制度調査会」は設置されたのである。第一委員會⁽¹²⁾の研究成果は、北守南進を主張する「國策要綱」となつて現われた。結局、石原の構想は海軍が受入れるところとはならず、南北並進を唱う「國策ノ基準」で陸海軍は妥協した。海軍の「陸軍への防衛」の目的は達成されたのである⁽¹³⁾。

この「海軍制度調査会」設立の起案者は、當時、軍務局第一課首席局員の高田利種であつた。第一委員會の各委員はそのまま委員會を組織しなくても、海軍の政策決定に關与すべき事務当局であつたが、軍務局特にその第一課の任務の過大さに、もう一つの委員會設置の動機があつたのである。

そこで海軍は、軍務局の所掌事務が極めて多量、かつ複雑であるとして、昭和十五年十一月十五日、軍事普及部を加えて同局を二分して兵備局を新設した。そして陸軍省軍務局軍務課に對應して、國防政策機構を強化するため軍務局第二課を設けた。課長には石川信吾大佐が発令された。このような体制下に、昭和十五年十二月十二日、再び高田の發案で「政策委員會」が設置されたのである。

軍務局を再編強化したにもかかわらず委員會を設置したことは、

どのような狙いがあつたのであろうか。「政策委員会」を組織するにあつて決裁を仰いだとき、次のように説明している⁽¹⁴⁾。

「三國條約ニ依リ帝國ハ英米ニ對抗スルノ國策ヲ確立」したという認識のもとに、「新國策遂行ノ爲海軍ハ全責任ヲ負フノ意氣込ヲ以テ政府及國民ヲ指導シ海洋國防國家態勢及總力戰準備ノ完整」に努めなければならないとし、このため、まず軍務局と兵備局を整備して活発な国防政策の処理を図つたが、さらに「海軍活動ノ神經中樞機關トナルベキ一機關ヲ組織シ以テ常務機關ニ依ル事務處理ニ便シ各部ノ研究計畫ノ連絡ヲ密ニシ相互支援」することによつて、迅速な成果を挙げることが、現下の内外の情勢から緊要であるとしたのである。

起案者の高田は、「陸軍の政治力に海軍も対応できるように委員会の設置を考えた」と述べており⁽¹⁵⁾、陸軍の政治力に対抗するには、軍務局第二課だけでは、まだ不充分であると判断したことが窺われる。「政策委員会」の設置は、過去に「海軍制度調査会」を設置して、陸軍の南守北進構想を阻止した先例になつたものであろう。

二 「政策委員会」の役割についての評価

「政策委員会」と常務機関との関係は、「二而不二ノ關係」で事務を遂行し、各常務機関の資格における事務遂行を「委員會ノ作用」によつて円滑化し、かつ活発にするよう努めるものとされた

⁽¹⁶⁾。この「二而不二ノ關係」が、どのようなものであるかが問題である。語句のとおり解釈すれば、二つであつて二つではない。すなわち二位一体である。ということは、「政策委員会」で研究・検討されたことは、常務機関が実行機関となつて実施に移されたと解釈することが順当である。「海軍制度調査会」は、正にそのとおりの活動をしたのである。

「政策委員会」の組織は次のとおりであつた⁽¹⁷⁾。

委員長…軍務局長

常務幹事…調査課長、軍務局第一、二課長、軍令部第一部甲部員

第一委員…軍務局第一、二課長、軍令部第一課長、軍令部第一部

甲部員

第二委員…軍務局第二課長、兵備局第一、二、三課長、軍令部第

三、四課長、經理局第一、四課長

第三委員…調査課長、軍務局第二課長、軍令部第二課長

第四委員…調査課長、軍務局第二、四課長、兵備局第二課長、經

理局第四課長、軍令部第三部甲部員、内閣情報局課長

(以下「第一〜四委員」を「第一〜四委員会」と称す

る)

この「政策委員会」について、『太平洋戦争への道』も戦史叢書の陸軍側の『開戦経緯』も委員会を三委員会としている⁽¹⁸⁾。このことは委員会設置について決裁を仰いだ文書を見ずに、聞き取りによつて記述されたことを証明している。なお、この文書は「高

本惣吉少将資料「諸意見申合並戦争指導」昭和十三年以降起」に収録されており、昭和四十八年に戦史叢書編纂のため提供されている。従って、海軍側の『開戦経緯』だけが、この文書に基づき記述されたことになる。

この組織が「海軍制度調査会」と異なる所は、「海軍制度調査会」の委員長が海軍次官、各委員が局長、部長、課長級で構成されており、「政策委員会」の方が一段格下と見られることと、「政策委員会」の委員長及び委員は辞令発令がなかったことである。

「政策委員会」の作業遂行要領の概要は、第一ないし第四委員会は各主務分担事項に関する研究立案の成果を委員長に報告し、委員長はその内容に応じ兵備局長、経理局長、軍令部第一部長、同第二部長との間に、またはこれら部局長相互間の緊密な連絡を実施した上、第一段の国防政策及び国力進展の実行具体策案を策定する。続いて、この実行具体策案が常務機関で確定すれば、上記各部局における連絡、指導及び研究の成果を発揚して、第二段の政策及び実行具体策を案画する。このように案画、連絡、研究、指導を連続して、具体的、かつ強力に海軍国防政策の実現を図るというものであった。

また、部内各部との連絡及び各部計画実施の統一並びに部外との連絡、指導及び研究は、各常務機関の資格で各系統により実施するものとされた。

これら委員会の中で最も注目すべきは第一委員会であり、メン

バーは軍務局第一課長高田利種、同第二課長石川信吾、軍令部第一課長富岡定俊、軍令部第一部甲部員（戦争指導班長）大野竹二で、彼らは海軍省部の実働・中堅層であり、このクラスの俊逸であった。

第一委員会の所掌は、「主トシテ国力進展ノ実行具體策及國防政策ノ案畫竝ニ部内各部トノ連絡、政府指導及陸軍、興亜院等トノ連絡」であった。なお、石川は第一から第四委員会全部に名を連ねている。第一委員会の決定は、この後の海軍省部合意の政策を決定する上で主要な役割を担っていたといえるが、その役割についての評価は分かれている。

最初に書かれた『太平洋戦争への道』は、「爾来の政策決定はむしろ殆んどこの委員会の下固めによって進んだと見ても差支えなまいでとなり、省・部の首脳部のその後は重要な文書については第一委員会通過済みか否かを質ねて通過済みのものはこれを呑むという空気」⁽¹⁹⁾であったとする高田らの証言を載せている。

一方、陸軍側の『開戦経緯』では、「この委員会で審議決定することは、書きものになるような重要な案件のみで、その他のことは常務配置で処理された。」⁽²⁰⁾とし、上記高田の証言を例示している。

また、当時軍務局員（第二課）であった柴勝男大佐は、「第一、第二委員会は正式の命課による組織ではなかったが、大臣、総長以下上司の承認の上で当面した重要問題を審議して省部間の思想

統一を図ることを目的としたものであったが、その審議の結果は省令による委員会制度位の権威は充分あった⁽²¹⁾と述懐している。

これらの証言は、重要国策のほとんどがこの委員会で審議され、その結果が上司の承認を得たのち、常務機関によって実行に移されたことを示している。即ち、この委員会が発足してのちの海軍の政策は、ほとんどこの委員会によって動いていたと見て差し支えない。

海軍側の統一した評価と思われるものが、『戦史叢書 大本営海軍部・聯合艦隊(1)』で述べられている。結論的には、「政策委員会」が歴史上果した役割の評価は、きわめて困難としている。その理由として、「政策委員会」が「個々の常務配置の集合体であり、特定の立案、研究、行動のすべて、委員会が存在しなくても常務配置だけでも行われたのか、委員会が存在すればこそ行われたのかを、判断しなければならぬからである」⁽²²⁾としている。この理由は、「政策委員会」設置の目的そのものを問うていることとなる。

「政策委員会」は、「國策ニ基ク海軍軍備ノ整備ニ關シ部内各部ノ連絡ヲ一層緊密ナラシムルト共ニ全般的ニ海軍國防政策ヲ活発ニ遂行スル爲常務機關ノ事務連絡及相互支援ニ資スベキ中樞機關」が、必要と認められたからこそ設置されたのであり、常務機関だけでは問題があったことを示している。過去において、海軍は特定案件について委員会を設けて、立案・研究し、その成果を

行動に移して成功を収めた事実が、委員会設置の必要性を物語っているのである。

さらに委員長であった岡敬純の「委員会は大した意味を持つていなかった」、第一委員会メンバー大野竹二の「単に形式的なもの」とする回想を載せているが、委員会の役割を評価する者の意見は一人も載せていない。海軍側は、「歴史上果した役割の評価は、きわめて困難」としているにもかかわらず、委員会が果した役割を単に形式的なものとし、意図的に極めて低く評価しようとしているようである。

また、「歴史家の間では、『現情勢下ニ於テ帝国海軍ノ執ルベキ態度』の起案者が第一委員会であることに注目し、海軍国防政策委員会の役割りを、大きく評価する傾向にあるが、実情は石川大佐の『代名詞』と言うのが正しい」⁽²³⁾と結論づけているが、上記三者の回想だけで、果してこのように言い切れるのであろうか。

海軍側は、「歴史上果した役割の評価は、きわめて困難」としながらも、最初から低い評価に導入しようとする意図が伺われるのである。『大東亜戦争への道』は、『前年秋以来の重要政策はほとんど実質的に、この委員会で動いたといわれるほど重きをなしていた。まして及川海相に性格的な弱さがあり、永野修身軍令部総長にも「ボケている」といわれるような一面があったとすれば、第一委員会の比重が高くなったのは当然であろう」⁽²⁴⁾と述べているのである。

三 「執ルベキ態度」について

(一) 「執ルベキ態度」の性格

第一及び第二委員会は、一ヶ月余にわたる慎重研究の結果、昭和十六年六月五日付をもって、「現情勢下ニ於テ帝国海軍ノ執ルベキ態度」⁽²⁵⁾を成案した。本研究は、当時における海軍中枢の考えを示すものであり、第一「情勢判断」、第二「帝国海軍ノ執ルベキ方策」から成っている。

「情勢判断」の基礎条件として、現情勢下において帝国の諸施策の目標は、情勢の変転に即応し和戦の決を誤らないために、「自ラ保有スル国力ヲ基礎トシ、其ノ自存自衛上絶対必須タルベキ地歩ヲ確立」することであり、現在の諸情勢は、「速ニ和戦孰レカノ決意ヲ明定スベキ時機」に達しているとしている。そして、「和戦ノ決ノ最後の鍵鑰ヲ握ルモノ」は、海軍のほかにはないとの判断が注目される。研究項目としては、「物資ニ関スル情勢判断、極東方面ニ於ケル戦略的情勢ノ検討、国際情勢ノ検討」が挙げられている。

第二の「帝国海軍ノ執ルベキ方策」は、「①原則的事項、②歐洲情勢変化ニ対スル態度、③支那事変ニ関スル方策、④N工作ニ関スル態度」⁽²⁶⁾、⑤米獨戦争状態展開シタル場合ノ方策、⑥武力行使ニ関スル決意」について研究し、その結論として、「帝国ノ諸施策ニ動揺ヲ来サシメザル為直ニ戦争(対米ヲ含ム)決意ヲ明定」(傍線筆者)し、強気をもって諸般の対策に臨むべきであるとしている。

る。

この文書は、両委員会の研究結果を第一委員会委員の石川が起草の上、改めて軍務局第二課(政策担当)長としての石川から稟議して、軍務局長、次官、大臣と省側首脳の裁決を得たものである。また、この文書には「軍令部別廻」との記入があり、同じ趣旨の文書が軍令部側第一委員会委員から作戦部長、次長、総長の軍令部首脳の決裁を求めて提出され、同様に裁決を得たものと推定される。

この文書の問題点は、その前文によれば「仰裁」すなわち裁決を仰いだものとなっているが、冒頭の及川海相以下捺印の上方欄外に「供覧」という字句が記入されていることである。軍令部側については文書が確認されず、「供覧」としたのかどうかは不明である。なお、出来上がった書類について、高田は「省側は二課長から夫々の上司に付され、軍令部は一課長から夫々上司に回付され決定された」⁽²⁷⁾と回想している。

これについて『太平洋戦争への道』では、「海軍の部内限りでは対米開戦の決意に文書上も同意を獲得した」⁽²⁸⁾と結論づけているが、陸軍側の『開戦経緯』では、「これが単に上司の閲覧に供した文書に過ぎないという意味を示しているようでもある」と、どちらにもとれる表現を使っている。

一方、海軍側は、「それは正規の決裁を求める文書の取扱要領ではなく、一意見として参考に供するものであった」⁽²⁹⁾と断言し

ている。さらに、「これら主要幹部がこれにどの程度の影響を受けたか明らかでない」としながら、「及川海相は、元來、届けられた書類の内容を詳細検討するタイプではなかったようである。その後海相の態度が急速に積極的になったという事例はない」と例示しているが⁽³⁰⁾、この文書は及川海相のみに関係あるものではない。じ後の国防政策決定にあたり、海軍全体にどのような影響を与えたかを考察することが重要である。

もちろん、この「執ルベキ態度」成案の趣旨は、「今後ニ於ケル帝国ノ態度ヲ決スルニ当リ、其ノ憑據タルベキ情況判断」であり、これにより海軍省部の「関係職員ノ思想統一ニ資スルト共ニ、時局處理上ノ準繩」とするものであった。従つて、今後の具体的な実行対策は、その都度さらに検討されるものであり、これをもつて海軍の施策が決定されたと見るべきでないことは明らかである。

海軍側の『開戦経緯』は、「この文書は、第一委員会、格別に石川軍務第二課長等独の勢力を過信した者の、前提となる情勢を一方的に限定したシナリオであった。戦争の決意を進言することは、この意味では、無謀というべきものであり、身の程知らずの域を出ないものであった」⁽³¹⁾と批判しているのである。

(二) 立案の背景

「執ルベキ態度」の内容は、『太平洋戦争への道』が出版される以前の陸軍悪玉、海軍善玉論を逆転するようなものであり、この時機、なぜこのような文書が成案されたかを説明する必要がある。

これを理解するには、軍務局局員(第二課)藤井茂、柴勝男両中佐が起案したと見られる、「執ルベキ態度」成案までの中間案と認められる文書⁽³²⁾が参考となる。

この中間案に謳われている「海軍トシテ執ルベキ態度及対策」では、「戦争決意ヲ明定シ、其ノ方針ノ下ニ諸般ノ準備及態度を定ムル」必要を説き、海軍部内には戦争必至の理念の徹底、政府及び陸軍に対しては戦争決意の方向に誘導する必要を述べている。

さらにこの文書の特徴は、冒頭に「陸軍ノ最近ノ動向」についての記述があることである。この中で海軍として戒慎を要する点として、次の事項を列挙している。

①撃蘇ヲ根底トスル大陸政策、竝ニ之ガ基礎タルベキ陸軍軍備ノ飛躍的拡張方針ハ今尚陸軍省部全般ニ互リ根強く底流シ、着々計画ニ移サレツツアリ。

②対満兵力ノ充実ハ右ニ関聯シ陸軍ノ夢寐ダニ忘却シ得ザル点ニシテ、対支作戦ニ於テ重点優勢集中ヲ断行シ得ザル心理的矛盾ハ実ニ此ノ点ニ淵源ス。

③国防省ヲ新設シ、空軍ヲ独立シ、三軍ヲ統一セントスル制度変革ヘノ憧憬ハ益々熾烈ニシテ、其ノ研究ハ逐次具体化ノ方向ニ在リ。

(中略)

特ニ戒慎ヲ要スルハ、国内政治力ノ強化トハ強力ナル権力政

治ヲ断行スルニ在リトシ、其ノ責務ハ陸軍ニ在リトノ考察ノ
下ニ三軍統一制度ヲ取扱ヒ、本制度完成後迄暫ク干戈ヲ戢メ
ントスル動向ナリ。

④對南方施策ニ関シテハ日米工作ニ關聯シ結論的ニ云ハバ、積
極的南進行動ハ今日絶対ニ封止セントスル底意ヲ有ス。

(以下略) (傍線筆者)

この觀察によると、陸軍は對ソ戰に向けての戦備を強化し、さ
らに国防省を新設するとともに陸海空軍の三軍を統一しようとし
ており、このためしばらくは戦争をする意志はなく、南進には絶
對反対であると見ているのである。このころ陸軍、特に參謀本部
は、「對南方施策要綱」策定の前後からとみに南進の意欲を減退さ
せたことは事実であり、この「陸軍ノ最近ノ動向」は陸軍部内の
実情をおおむね言い当てたものであつた⁽³³⁾。

当時、陸軍は、「對南方施策要綱」案検討の過程で、海軍は作戦
上自信がなく、海軍首脳は絶対不戦を決意していると判断してい
た。そこで對南方作戦用として控置している兵力を解消しようと
考えた。この動きを海軍側は、「海軍ガ作戦上自信ナキニ拘ラズ、
陸軍ガ国家ノ将来ノ發展ヲ考ヘテノ南方進出論ハ、海軍ヲ窮地ニ
迫込ムノミナラズ、国ヲ亡ス所以トナルヲ以テ、陸軍トシテハ此
ノ際南方策ヲ打切りタキ希望」⁽³⁴⁾であると見ていたのである。

昭和十五年七月二十七日の大本營連絡會議で決定された「世界

情勢ノ推移ニ伴フ時局處理要綱」は、「好機ヲ捕捉シ對南方問題ヲ
解決」するように謳っていたが、昭和十六年四月十七日に陸海軍
案として合意された「對南方施策要綱」は、南方問題解決のため
好機南方に武力を行使する企図を放棄していた。すなわち、前者
が蘭印の武力占領を予想していたのに対し、後者は平和的手段に
よる經濟關係の強化に止まっていたのである。

国力を検討した結果、武力南進はしたくても出来ないのである。
これをもつて前年来の漠然とした南進熱も一部の例外者を除いて
は、外交手段による平和的南進に変わったのであつた。

對南方施策の目的は、「自存自衛ノ為、速力ニ綜合国防力ヲ拡充
スル」ことであつたが、第二項に「特ニ速力ニ佛印、泰トノ間ニ
軍事的結合關係ヲ設定ス」と特記されており、海軍側は南方問題
の一步前進と見る向きがあつた。軍事的結合とは、主として仏印、
泰における軍事基地の設定であり、もちろん自存自衛のための軍
事基地である。

このように陸軍の南方問題に対する関心は急速に冷めていった。
ところが外相松岡洋右は、訪欧からの帰国後、シンガポール攻略
を主張した。陸軍省部事務当局は、自存自衛の場合のほかは、シ
ンガポール攻略はやらないとする国家意志決定の必要を認め、六
月二日、海軍側の同意を得て六月五日の懇談会に、棚上げになつ
ている「對南方施策要綱」を上程しようとした。このような動き
の中で「執ルベキ態度」が成案されたのである。

四 石川信吾について

「執ルベキ態度」が及ぼした影響を考察するに当って、その起案者である石川信吾の人物像を明らかにする必要がある。石川は長州出身で海兵第四十二期である。昭和十一年十二月大佐に進級後、厳島艦長、北支特務部員、横須賀軍需部総務課長を経て、昭和十四年十一月、興亜院政務部第一課長に就任していた。

三国同盟成立後、海軍中央は政戦略の審議策定の機構と人事を大きく変更した。中でも政策中枢の海軍省軍務局の改編が最大であり、局長には阿部勝雄に代って、軍令部情報部長として機略縦横の手腕を発揮した岡敬純が就任した。岡は軍令部情報部長の時から海軍次官豊田貞次郎と松岡外相との内々の会談に同席するなど、すでに豊田の相談役であり、豊田次官の意向によって軍務局長に就任したのである。その岡は米内海相時代から省側事務当局内の枢軸論者の代表であった⁽³⁵⁾。

岡はさつそく局機構改編に着手し、従来は兵備担当をしていた第二課を陸軍省の軍務課に相応する強力な政戦略担当のものに改め、この課長に石川を配した。石川は、岡にとつては攻玉社中学の後輩で、石川が二・二六事件連座容疑で睨まれたとき、それを庇護したのが岡だった。

第一委員会の委員四名の中では、石川が最古参（海軍兵学校期別は石川の四十二期、大野四十四期、富岡四十五期、高田四十六期）であり、予定を変更して軍務第二課長に発令されたもので⁽³⁶⁾、

同郷の松岡外相とも親しく、陸軍及びその他の財政界との接触も手広かった。しかも、石川は課員として藤井茂、柴勝男といった外交政略通を軍務第一課から引き抜いて部下とした。また、石川は富岡と並んで、対南方ないし対米積極論者として一般に目されており、海軍事務当局内で重きをなしていたのである⁽³⁷⁾。

反面、石川は、その所掌する業務が特別なものである関係もあって、海軍大臣への報告にあたつて、次官を無視することが多く、澤本次官の着任まで臨時に次官を代行した井上成美航空本部長など、叱責することもあったという⁽³⁸⁾。

石川と同郷で当時陸軍省軍務課員であった石井秋穂大佐は、石川に関する印象を、「冷静な政治家タイプであった。興亜院総裁は総理が兼任していたので常に大局的に物を見る傾向に置かれ、全省庁との接触があり政治的成長にはよい環境にあった。彼は政治が好きであり策士でもあった。政変があると陸軍省軍務局に来て、〇〇を〇〇大臣にしてくれと注文した。松岡とは密かに接触しておった」⁽³⁹⁾と述べている。

海軍省部を通じ、政策関係に携わるところは、この第一委員会のほかない以上、その意見が海軍の最も権威あるものと見なされるのは、自然の傾向であつた⁽⁴⁰⁾。その最先任が石川であり、委員会の審議をリードしたのは当然であつたと考えられる。また、石井が「私の知る石川大佐が出しつ放しにしておいたものとは考えられない」⁽⁴¹⁾と述べているように、その研究成果はその都度上司

に報告され、海軍の国防政策に反映されていったと考えるのが妥当である。

五 及ぼした影響

陸軍が「対南方施策要綱」審議の過程で南進に消極的となり、松岡外相のシンガポール攻撃論に対し、これを封ずるためにこの要綱を速やかに廟議決定する必要を認め、連絡懇談会上程しようとしたことは既に述べた。ところが、陸海軍省部間で意見がまとまったにもかかわらず、石川は六月三日、『軍事基地設定ノ件ノミヲ提議シ「シンガポール」ヲヤラヌト云フカ如キ施策要綱ハ止メヨ』⁽⁴²⁾とこれに反対した。この時期、「執ルベキ態度」が成案直前であった。

当時、前年からの日蘭交渉が暗礁に乗りあげ、六月十一日に連絡懇談会は日蘭交渉打ち切りを決定するに至るのである。このことは「対南方施策要綱」で、外交的に「帝国蘭印間ニ緊密ナル経済的關係ヲ確立」するとした方策が画餅に帰したことを示していた。

「執ルベキ態度」は、生産拡充及び国防計画を既定通り断行しようとするれば、帝国として好むと好まざるにかかわらず、泰、仏印及び蘭印の三地域からの物資供給を確保しなければならず、外交交渉が難航すれば、「帝国自存ノ見地ニ於テ武力的把握ヲモ断行」せざるを得ないとしていた。また、欧州情勢の変化に対する

態度として、ドイツが対英上陸作戦を行った場合、「媾和時ノ発言力ヲ確実ナラシムル為、少クトモ泰、佛印ニ帝国ノ政治的軍事的地歩ヲ確立」する必要を述べ、さらに「泰、佛印以外ノ地域ニ対シ政略的武力行動ヲ随時發動シ得ル如ク研究準備」の必要を謳っているのである。これは蘭印またはマレーを対象としているものと考えられる。

従って、上記石川の発言は、「執ルベキ態度」の線に沿った発言と判断されるのである。「対南方施策要綱」が、戦争の回避に主眼が置かれているのに対し、「執ルベキ態度」は戦争の必至を前提としているのである。しかし、両者目的は違うものの泰、仏印への進出を企図していることには変わりなかった。

独ソ開戦の情報により、中央では好機に投ずる武力行使論が台頭していた。これは平和的進出を謳った、「対南方施策要綱」の核心部分を葬り去るものであった。六月十日、独ソ開戦に関する情報や日蘭会商に対する態度について、陸海軍部局長間で検討が行われ、同時に「南方施策促進ニ関スル件」が概定した。この「南方施策促進ニ関スル件」は、武力進駐の気構えを持った案であり、この施策遂行に当って米英蘭などの妨害によって、「打開ノ方策ナク、帝国トシテ自存自衛上忍ビ得サルニ至リタル場合ニハ英米ニ対シ武力ヲ行使ス」とあったのを、「対英米戦ヲ賭スルモ辞セス」と修文して海軍首脳も同意したのである。

その日の連絡懇談会で永野軍令部総長は、「佛印、泰ニ基地ヲ造

ルコトカ必要ナリ。之ヲ妨害スルモノハ斷乎トシテ打ツテ宜シイ」⁽⁴³⁾と発言した。杉山參謀總長は、海軍があまり強硬に出たため不安に感じたほどであった。これについて「機密戦争日誌」は、「本日ノ永野總長ノ發言モ果シテ是全海軍ノ意志ナリヤ否ヤ疑問アルハ多言ヲ要セサル」⁽⁴⁴⁾と記している。さらに、十二日の連絡懇談会でも永野は、「南方施策促進ニ関スル件」を説明した際、「仏印力応セサル場合並英米蘭力妨害シタル場合武力ヲ行使スルコトニ関シ強ク強調」⁽⁴⁵⁾したのである。

このような永野の發言について、陸軍側の『開戦経緯』は、『海軍側は六月五日成案した「現情勢下ニ於テ帝国海軍ノ執ルベキ態度」によって思想の統一を図っていた。永野軍令部總長の強硬發言はその所産とみなされるべきもの」⁽⁴⁶⁾と見たのである。

これに対し海軍側の『開戦経緯』は、「就任直後、『対南方施策要綱、陸海軍案』を承認し、南方への武力進出には慎重であつたはずの永野軍令部總長が、やや積極的論を吐くに至つたようにもみえるが、統帥上の立場からするむしろ当然の意見発表と見るべきものもあり、この第一委員会の検討が直接に影響した態度の変更とは断じがたい」⁽⁴⁷⁾としている。ところが「永野總長は、元来、上申された案を自己の信念に基づき拒否するような強力な指導力を示す人物ではなく、いわば受動型の統率者であつたようである」とも述べており、永野がこのような人物だとすれば、まさに「執ルベキ態度」の影響を受けての發言であつたことを、証明してい

るとも言えるのである。

一方、当時軍令部第三部長であつた前田稔中将は、「永野總長は万一の場合戦争を辞さないという肚を着任当時から持っていた。途中で迷うということとはなかった。永野總長は戦争不可避と考えていた」⁽⁴⁸⁾と回想しており、これによると永野の強硬發言は信念に基づくものであつたと言える。また前田は、「南部仏印進駐は対米英戦争生起の場合の準備であり、南方の戦略要点を先制的に占領」しようとするものと述べており、これは「執ルベキ態度」と軌を一にするものであつた。連絡懇談会における永野の強硬發言が、その場限りの思い付きではなく、海軍部内の空気を代弁したものであることを物語っている⁽⁴⁹⁾。

六月二十二日、独ソ戦が開始された。独ソ戦開始の情報入手とともに、じ後の国策を検討していた陸海軍は、六月二十四日正式に「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」⁽⁵⁰⁾を採択し、七月二日の御前會議で決定された。これによると「依然支那事變處理ニ邁進シ且自存自衛ノ基礎ヲ確立スル為南方進出ノ歩ヲ進メ尚情勢ノ推移ニ応シ北方問題ヲ解決ス」とし、この目的達成のためには「如何ナル障碍ヲモ之ヲ排除」することを謳っていた。

要領として、自存自衛上南方要域に対する各般の施策を促進するため、「対米英戦準備ヲ整ヘ先ツ『南方施策促進ニ関スル件』ニ依リ佛印及泰ニ対スル諸方策ヲ完遂」するとし、この「目的達成ノ為対英米戦ヲ辞セス」とさえ、言い切っているのである。

海軍は、陸軍が南方より手を引くことを恐れており⁽⁵¹⁾、「執ルベキ態度」の考え方が、六月二十五日大本營政府連絡會議決定の「南方施策促進ニ関スル件」となり、七月二日御前會議決定の「情勢ノ推移ニ伴フ帝国々策要綱」に発展したと言える。

これに関し、侍從武官をそれぞれ親元に派遣し、その要路と接触して得た情報を総合した觀察結果に基づいて、蓮沼侍從武官長が、「六月には陸海軍共に不戦なりしに海軍省某課長の反対にて一夜に變じ、次で七月、九月の御前會議となり、此の態度に導きたるは海軍なりと考えられたり」⁽⁵²⁾と述べていることが、それを裏付けている。

おわりに

海軍は、出師準備第一着作業を昭和十五年八月から一部実施し、十一月十五日に正式發令して第十一航空艦隊を新設、翌年四月十日には第一航空艦隊を新設し、外戦部隊の対米七割五分の出師準備を終了していた。ところがこの時期、陸軍側は好機南方武力行使の企図を放棄していたのである。この北に向いつつある陸軍の動きを再び南に向ける目的をもって、この「執ルベキ態度」が成案されたことは間違いない。その目的は「關係職員ノ思想統一ニ資スルト共ニ、時局處理上ノ準繩タラシメントス」するためのものであった。

既述したように、「南方施策促進ニ関スル件」は元來六月十一日

の連絡懇談会上程する筈であったが、この日永野軍令部総長は突如として強硬意見を述べ、上程は見送られた。翌十二日も軍令部総長は再び相当強く発言したが、及川海相は一言も発言しなかった。しかし「南方施策促進ニ関スル件」は前記のように一応採択された。この頃以降、永野軍令部総長の態度が強硬となったことは蔽いがたい事実であった。沈黙を守っていた及川海相さえもが、「対英米戦ヲ賭スルモ辞セス」には同意したのである。これは「執ルベキ態度」の趣旨に沿った行動であったと言える。

この時期、独ソ開戦の情報が入電し、陸軍の大勢が北進論に傾斜していた。陸軍中央部は、海軍の南進が南部仏印止りであることを熟知しており、好機さらにマレー、蘭印に進出する意志のないことを知っていた。「対南方施策要綱」の審議の過程でいやという程思い知らされており、従って、再び対ソ防衛強化、支那事變處理に邁進すべきであると決意したのである。

このように陸軍の南方に対する態度の冷却化を憂えた海軍は、「執ルベキ態度」の中間案で、「政府及陸軍ニ対スル態度」として、「戦争決意ノ方向ニ誘導スルヲ要ス」と特記しているのである。

すなわち、陸軍を対米戦争決意の方向に誘導するためにも、海軍として南方に対し強い態度を示さなければならなかったのである。

「情勢ノ推移ニ伴フ帝国々策要綱」の方針第二項の「南方進出ノ歩ヲ進メ」とか、要領第二項の「対英米戦準備ヲ整ヘ」、「以テ南方進出ノ態勢ヲ強化ス」とかは、いわゆる政治的作文に過ぎな

かった。いかにも、南部仏印以南にまで進出する気構えであるかのようなのであるが、実は海軍の肚は南部仏印止りであつたのである。それは陸軍の北進を牽制し、受けて立つ対米戦争準備を完整するための予算物動取得の配慮であつた。

海軍側の『開戦経緯』は、「供覧」という文書形式を問題にしているが、これは官制による委員会ではないので、正式の文書としては出さなかつたのではないか、いや出す必要がなかつたのではないだろうか。委員会で検討した事項は、それぞれの正規の組織で実行に移せばすむからである。従つて、「供覧」であるから影響力はなかつたとする説には同意しがたい。また、正規の委員会とすると陸軍側に海軍の動きを知らせることになり、それへの対策であつたとも考えられる。事実、陸軍側はその動きを知らなかつたのである。

海軍は、南方進出を名目に陸軍側に物動計画の一部改定を迫つてまで推進した対米戦備の拡充が、曲がりなりにも成果を挙げると、自らの内部に対米一戦論を醸成するという副産物を生んでいた。ところが、出師準備が着々と進んでいるにもかかわらず、海軍首脳部の態度はいつこうに煮え切らず、このままでは作戦準備を最終段階にまで推し進めることが出来ないとして、第一委員会の委員達は対米開戦の決意を上層部にせまつたのである。

この「執ルベキ態度」をもつて、海軍が戦争を決意したとは言えないであろうが、しかし、結果的に対米開戦へ導いたことは間違いない。

違いない。海軍は、南部仏印進駐をもつてアメリカが対日経済封鎖を行うとは、真剣に考えていなかったのである。

事実は、「採ルベキ態度」のシナリオ通りに動いた。動機は陸軍対策であつたかもしれないが、海軍上層部、特に永野はこのシナリオ通りに動き、途中から引き返せなくなつたのであろう。

註

(1) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究所編（朝日新聞社発行）全八冊。第七巻が「日米戦争」、別巻が「資料編」である。

(2) 国防史学会編『軍事史研究（第五号）』（甲陽書房、一九六四年）二二～三二頁。

(3) 海兵三十三期、少将、昭和四年十二月予備役編入。海軍省嘱託として「造兵史」編纂。文学博士。

(4) 海兵五十期、軍務局一課勤務（昭和十六年十月十日～同二十年二月）、大佐。

(5) 一九六四年九月号（水交会発行）、四～五頁。

(6) 特別座談会の内容は、新名丈夫編『海軍戦争検討会議記録』（毎日新聞社、一九七九年）に収録されている。

(7) 野村実『歴史のなかの日本海軍』（原書房、一九八〇年）九頁。

(8) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯（1）』（朝雲新聞社、一九七九年）一一七頁。

(9) 「三國條約ニ依リ轉換セラレタル國策ニ基ク海軍國防政策ヲ活発ニ遂行スル爲常務機關ノ事務連絡及相互支援ニ資スベキ中樞機關トシテ委員會組織ニ關スル件仰裁」〔高木惣吉少將資料「諸意見申合並戦争指導 昭和十三年以降起」所収、防衛研究所図書館蔵〕。

(10) 「海軍政策及制度研究調査委員會組織ノ件仰裁」〔昭和十一年公文備考B人事卷二〕所収、防衛研究所図書館蔵。

(11) 防衛庁防衛研究所戦史室編『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊(1)』(朝雲新聞社、一九七五年) 二九〇頁。

(12) 海軍制度調査会は第一、三委員会から成り、第一委員会の調査研究の目的は、「帝國ノ國策竝ニ之ガ實現ニ必要ナル海軍政策ノ具休案ヲ研究調査立案」であつた。

(13) 前掲『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊(1)』三〇〇頁。〔前掲「海軍政策及制度研究調査委員會組織ノ件仰裁」。

(14) 前掲「三國條約ニ依リ轉換セラレタル國策ニ基ク海軍國防政策ヲ活発ニ遂行スル爲常務機關ノ事務連絡及相互支援ニ資スベキ中樞機關トシテ委員會組織ニ關スル件仰裁」。

(15) 前掲『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊(1)』四九四頁。

(16) 前掲「三國條約ニ依リ轉換セラレタル國策ニ基ク海軍國防政策ヲ活発ニ遂行スル爲常務機關ノ事務連絡及相互支援ニ資スベキ中樞機關トシテ委員會組織ニ關スル件仰裁」。

(17) 同右。なお、『太平洋戦争への道』及び防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(3)』(朝雲新聞社、一九七三年) いずれも、委員会は三としており、この文書を見ていないことになる。

(18) 前掲『太平洋戦争への道 第七卷』八四頁、前掲『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(3)』三〇九頁。

(19) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第7卷日米開戦』(朝日新聞社、一九六三年) 八四頁。

(20) 前掲『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(3)』三一〇頁。

(21) 「元海軍大佐柴勝男氏からの聴取書」(昭和三十六年二月三日) (防衛研究所図書館蔵)。

(22) 前掲『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦(1)』四九五頁。

(23) 同右、四九六頁。

(24) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第六卷 南方進出』(朝日新聞社、一九七三年) 二七〇頁。

(25) 政策第一委員会起案(昭和十六年度大本營政府連絡会議綴藤井中佐)「現情勢下ニ於テ帝國海軍ノ執ルベキ態度」(防衛研究所図書館蔵)。防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(4)』(朝雲新聞社、一九七四年) 六一〜七五頁。

- (26) 野村大使の対米工作。
- (27) 「高田利種海軍少将口述記録」(防衛研究所図書館蔵)七頁。
- (28) 前掲『太平洋戦争への道 第七巻』二〇六頁。
- (29) 防衛庁防衛研修所戦史室編『戦史叢書 大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯(2)』(朝雲新聞社、一九七九年)三二五頁。
- (30) 同右。
- (31) 同右。
- (32) 前掲『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(4)』七六〇八一頁。
- (33) 同右。
- (34) 同右。
- (35) 前掲『太平洋戦争への道 第七巻日米開戦』八四頁。
- (36) 『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(3)』では、「及川海相直々の推挙により、高田大佐の就任予定を敢て変更」して石川を第二課長に発令したという高田利種の回想を採用しているが(三〇九頁)、『戦史叢書 大本營海軍部・聯合艦隊(1)』では、「人事局の原案は人事局第一課首席局員矢牧章であったが、『陸軍関係に知人が少ない』とする矢牧の推薦と、岡軍務局長の強い要望により石川が発令された」としている(四九三頁)。
- (37) 前掲『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(3)』三〇九頁。
- (38) 前掲『戦史叢書 大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯(2)』三二三頁。
- (39) 元軍務局員石井秋穂「大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯に対する所見」(昭和五十五年) 防衛研究所図書館蔵、四四頁。
- (40) 前掲『戦史叢書 大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯(2)』三二四頁。
- (41) 前掲「大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯に対する所見」四三頁。
- (42) 参謀本部第二十班「機密戦争日誌」其三(防衛研究所図書館蔵) 昭和十六年六月三日の項。
- (43) 「第二十九回連絡懇談会」[参謀本部編『杉山メモ(上)』(原書房、一九八九年)二二〇頁]。
- (44) 前掲「機密戦争日誌」其三、昭和十六年六月十一日の項。
- (45) 「第三十回連絡懇談会」[前掲『杉山メモ(上)』二二〇頁]。
- (46) 前掲『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(4)』一二二頁。
- (47) 「末國中佐回想(五十二年五月二十五日)」[前掲『戦史叢書 大本營海軍部大東亜戦争開戦経緯(2)』三二五頁]。
- (48) 前掲『戦史叢書 大本營陸軍部大東亜戦争開戦経緯(4)』一二三頁。
- (49) 同右、一二四頁。
- (50) 前掲『杉山メモ(上)』二六〇頁。

(51) これについて、柴勝男は「南部仏印進駐は、物の面から海軍が主導した形であったが、その裏には陸軍が北方ソ連に向うことを警戒する面が強かった」と回想している。「元海軍大佐柴勝男氏からの聴取書」(昭和三十六年二月三日)(防衛研究所図書館蔵)。

(52) 前掲「大本営海軍部大東亜戦争開戦経緯に対する所見」四四〇四五頁。